



彩の国さいたま
埼玉県

動物のための電子の迷子札



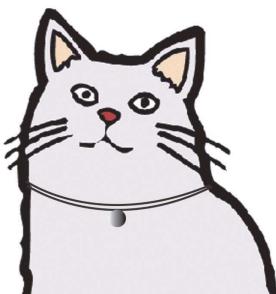
埼玉県マスコット
コバトン

マイクロチップの ススメ

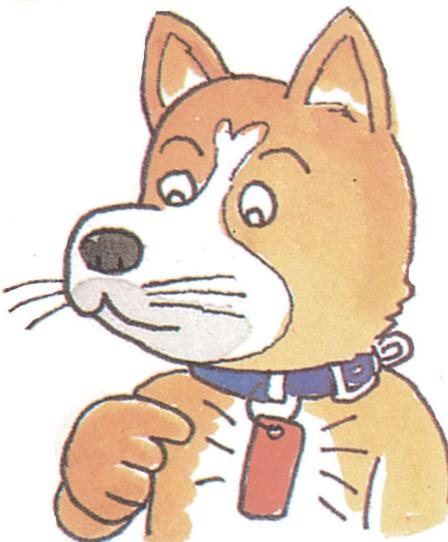
飼っている犬や猫が

行方不明になつたら…

あなたはどうやって探しますか？



私は部屋の中で生活していますが、好奇心旺盛なので、「もし家の外に出てしまったら心配」といって、ご主人がマイクロチップを埋め込んでくれました。(ミミ)



ボクは鑑札を付けていますが、「もし鑑札が取れてしまった時の用心に」といって、ご主人がマイクロチップを埋め込んでくれました。(タロウ)

行方不明になる犬や猫が後を絶ちません

動物指導センターには「飼い犬や飼い猫が行方不明になってしまった」という連絡が年間 1,000 件以上寄せられています。

飼い犬の場合、登録の鑑札と狂犬病予防注射済票の装着が義務づけられているため、これらが装着されていれば、その番号から飼い主の方を特定することができますが、「首輪が抜けてしまって行方不明になった」とか「雷や花火の音に驚いて飛び出して戻ってこない」などの連絡が少なくありません。

また、猫の場合、「窓を開けたときに外に出てしまって戻ってこない」、「車のドアを開けた拍子に飛び出してしまって行方不明になった」などの相談が数多く寄せられています。

このようなとき、もしも「マイクロチップ」が装着されていたら……。

名札・迷子札などの装着とともに、マイクロチップの装着も考えてみませんか？

埼玉県動物指導センター

埼玉県動物指導センター南支所

熊谷市板井123

さいたま市桜区在家473

TEL048(536)2465

E-mail : k362465@pref.saitama.lg.jp

TEL048(855)0484

E-mail : k36246a@pref.saitama.lg.jp

「マイクロチップ」ってどんなもの？

マイクロチップは直径約2mm、長さ約11mmの円筒形の生体適合ガラスのカプセルです。中には15桁の番号が記録されたICやアンテナの代わりになるコイルなどが入っています。



読み取り機(マイクロチップ・リーダー)をマイクロチップに近づけると、マイクロチップは記録されている番号を発信します。

マイクロチップは電源がなくても半永久的に作動するため、一度動物に装着すれば一生交換する必要はありません。

どうやって動物につけるの？

マイクロチップは動物病院で獣医師に装着してもらいます。

普通の注射器よりもやや太い専用の器具を使って、犬やねこの場合は主に首の後の皮下の部分に埋め込みます。一般的な皮下注射の方法とほとんど変わらないので、動物にかかる負担も少なくてすみます。

犬は生後2週間頃から、ねこは生後4週間頃からマイクロチップの装着ができるとされています。

装着費用は数千円程度で、装着後に飼い主の方の住所などのデータを環境大臣指定登録機関(公社)日本獣医師会のデータベースに登録します(登録手数料がかかります)。装着はお近くの動物病院にご相談ください。

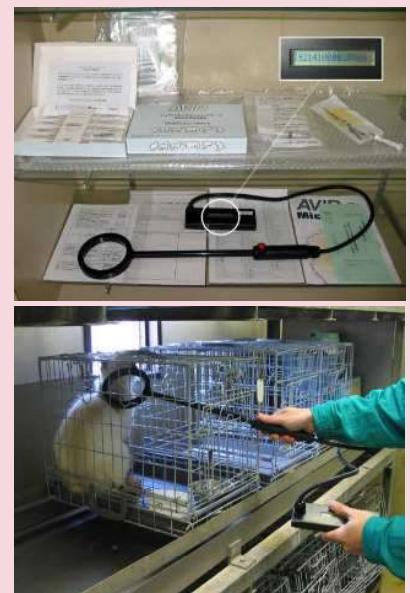
どんなメリットがあるの？

世界中のどこであっても、マイクロチップを装着した動物が発見されたときは、その個体識別番号をデータ管理機関(日本では「(公社)日本獣医師会」)に問い合わせることによって、即座に飼い主の連絡先が判明して連絡をとることができます。

万一、迷子になってしまったり、大地震などの災害が起きた時、さらに盗難や事故などによって飼い主と離ればなれになった時などに、マイクロチップは動物と飼い主を結ぶ強い絆になります。

マイクロチップの読み取り機(マイクロチップ・リーダー)は保健所や動物指導センターに配備されていて、飼い主が判明しない犬の確認(保健所)や、飼い主判明しないねこの確認(動物指導センター)に使用されています。

また、動物病院などへの設置も進んでいて、少しでも多くの動物が飼い主の元に戻れるよう、関係機関が協力しています。



飼い犬や飼いねこが行方不明になったら

飼い犬(飼いねこ)がいなくなったら、ご自分で探す的同时に、できるだけ早く以下の機関に連絡してください。なお、見つかった時には、通報した機関にも発見の連絡をお願いします。

・飼い犬が行方不明になったら

お住まいの市町村を管轄する保健所に連絡してください。

地理的な状況によっては、隣接する市町村を管轄する保健所にも連絡しておいた方が良い場合があります。

・飼いねこが行方不明になったら

お住まいの市町村を管轄する動物指導センターに連絡してください。

このほか警察署やお住まいの市町村、近隣市町村などに情報が入ることもありますので、念のため問い合わせてみましょう。犬(ねこ)の行動距離によっては近隣の市町村まで行く場合もあります。

「個体識別の義務」について

動物の愛護及び管理に関する法律及び環境省告示では犬やねこの動物の所有者は、自分の所有であることを明らかにするために「所有者の氏名・連絡先を記した首輪、名札又はマイクロチップなどの装着に努めなくてはならない」としています。

マイクロチップの装着・登録義務化について

令和4年6月1日に「改正動物愛護管理条例」が施行され、販売される犬やねこへのマイクロチップの装着・登録が義務付けられました。

令和4年6月1日以前から飼われている場合や、動物愛護団体や知人等から譲り受けた場合は努力義務です。なお、すでに装着された動物を譲り受けた場合は、変更登録が義務付けられています。